

福岡県道路交通法施行細則（案）新旧対照表

昭和 4 7 年 4 月 1 日  
福岡県公安委員会規則第 7 号

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>目次～第 3 条の 2 （略）</p> <p>（交通規制の対象から除く車両）</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府、建設省令第 3 号）別表第 1 の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>自転車通行止め</u>」及び「車両（組合せ）通行止め」の標識を用いた法第 8 条第 1 項の規制をいう。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>（2）の 2 ～(4) （略）</p> <p>2 ～ 7 （略）</p> <p>第 5 条～第 1 2 条 （略）</p> <p>（自動車以外の車両による牽引<sup>けん</sup>の制限等）</p> <p>第 1 3 条 法第 6 0 条の規定により、自動車以外の車両の運転者は、次に掲げるときを除き他の車両を牽引<sup>けん</sup>してはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）故障その他の理由（以下この条において「故障等」という。）により牽引<sup>けん</sup>することがやむを得ない場合において、原動機付自</p>	<p>目次～第 3 条の 2 （略）</p> <p>（交通規制の対象から除く車両）</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府、建設省令第 3 号）別表第 1 の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」及び「車両（組合せ）通行止め」の標識を用いた法第 8 条第 1 項の規制をいう。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>（2）の 2 ～(4) （略）</p> <p>2 ～ 7 （略）</p> <p>第 5 条～第 1 2 条 （略）</p> <p>（自動車以外の車両による牽引<sup>けん</sup>の制限等）</p> <p>第 1 3 条 法第 6 0 条の規定により、自動車以外の車両の運転者は、次に掲げるときを除き他の車両を牽引<sup>けん</sup>してはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）故障その他の理由（以下この条において「故障等」という。）により牽引<sup>けん</sup>することがやむを得ない場合において、原動機付自</p>

転車によって故障等の原動機付自転車1台を牽引するとき。

2 前項第2号に規定する故障等の原動機付自転車を牽引するときは、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 牽引する原動機付自転車と牽引される原動機付自転車を堅ろうなロープ等によって確実につなぐこと。
- (2) 原動機付自転車に係る運転免許を受けた者を牽引される原動機付自転車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
- (3) 牽引する原動機付自転車と牽引される原動機付自転車の間の距離は、5メートルを超えないこと。
- (4) 原動機付自転車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

第14条～第21条 (略)

(道路の使用の許可)

第22条 法第77条第1項第4号に規定する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの(公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第2号から第5号まで、第7号及び第8号の行為を除く。)とする。

- (1)～(8) (略)
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

2 (略)

第23条～第31条の2 (略)

(停止処分者講習)

転車によって故障等の一般原動機付自転車1台を牽引するとき。

2 前項第2号に規定する故障等の一般原動機付自転車を牽引するときは、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 牽引する原動機付自転車と牽引される一般原動機付自転車を堅ろうなロープ等によって確実につなぐこと。
- (2) 一般原動機付自転車に係る運転免許を受けた者を牽引される一般原動機付自転車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
- (3) 牽引する原動機付自転車と牽引される一般原動機付自転車の間の距離は、5メートルを超えないこと。
- (4) 一般原動機付自転車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

第14条～第21条 (略)

(道路の使用の許可)

第22条 法第77条第1項第4号に規定する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの(公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第2号から第5号まで、第7号及び第8号の行為を除く。)とする。

- (1)～(8) (略)
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

2 (略)

第23条～第31条の2 (略)

(停止処分者講習)

第32条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）を受けようとする者は、免許の保留若しくは免許の効力の停止又は自動車若しくは原動機付自転車の運転の禁止の通知を受けた後、福岡地区、北九州地区又は筑豊地区に住所地を有する者にあつては安全運転学校に、筑後地区に住所地を有する者にあつては筑後試験場に停止処分者講習申出書（様式第54号）を提出しなければならない。

2 （略）

第32条の2 （略）

（原動機付自転車の運転に関する講習）

第32条の3 （略）

第32条の4～様式第78号 （略）

第32条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）を受けようとする者は、免許の保留若しくは免許の効力の停止又は自動車若しくは一般原動機付自転車の運転の禁止の通知を受けた後、福岡地区、北九州地区又は筑豊地区に住所地を有する者にあつては安全運転学校に、筑後地区に住所地を有する者にあつては筑後試験場に停止処分者講習申出書（様式第54号）を提出しなければならない。

2 （略）

第32条の2 （略）

（一般原動機付自転車の運転に関する講習）

第32条の3 （略）

第32条の4～様式第78号 （略）